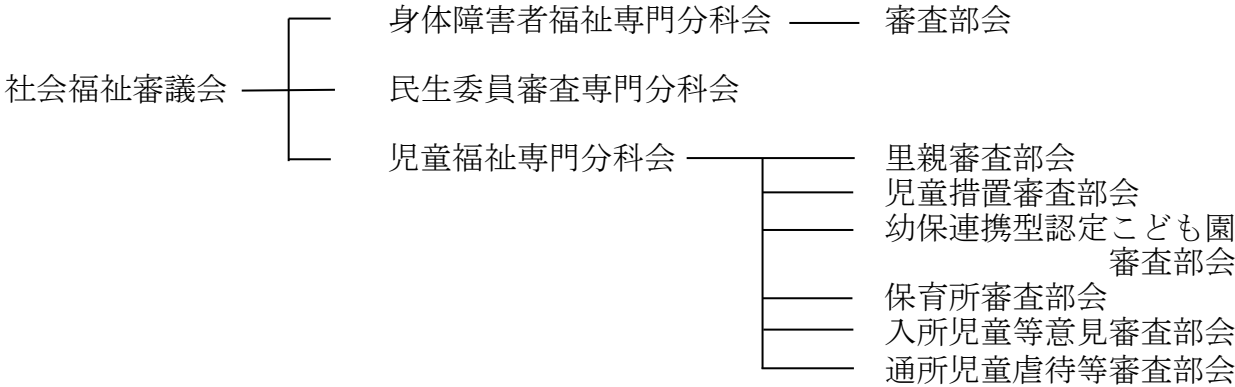


専門分科会・審査部会の審議状況について (2026年1月30日時点)

<愛知県社会福祉審議会の組織>



<2025 年度の専門分科会・審査部会の審議状況>

1. 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会

- ① 設置根拠
 専門分科会：社会福祉法第 11 条第 1 項（法に基づく義務設置）
 審査部会：社会福祉法施行令第 3 条第 1 項（政令に基づく義務設置）
- ② 設置目的（内容）
 身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
 審査部会においては、身体障害者福祉法第 15 条及び同法施行令第 3 条の規定に基づく医師の指定審査、並びに、同法施行令第 5 条の規定に基づく身体障害者の障害程度の審査等を行う。

(2025 年度開催状況)

開催 年月日	身障福祉法第 15 条 第 1 項の医師の指 定				障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第 59 条 第 1 項の医療機関 の指定等				身体障害者手帳に関する 障害程度等級の認定					特別障害者手当等に関 する障害程度等級の認 定		そ の 他	審 査 件 数 合 計	
	審 査 件 数	審 査 結 果			審 査 件 数	審 査 結 果		審 査 件 数	審 査 結 果				審 査 件 数	審 査 結 果		審 査 件 数		
		適 当	保 留	却 下		適 当	却 下		等 級 適 当	等 級 変 更	却 下	同 級		保 留	該 当			非 該 当
2025.5.14	34	31	2	1	3	3	0	19	2	0	17	0	0	0	0	0	0	56
2025.7.16	50	49	0	1	4	4	0	21	2	1	18	0	0	0	0	0	0	75
2025.9.24	24	24	0	0	9	9	0	21	2	2	17	0	0	0	0	0	0	54
2025.11.19	23	23	0	0	1	1	0	18	0	0	17	0	1	0	0	0	0	42
2026.1.21	14	14	0	0	3	3	0	17	0	1	16	0	0	0	0	0	0	34
2025 年度 計 5 回	145	141	2	2	20	20	0	96	6	4	85	0	1	0	0	0	0	261

※2025.5.14 の「身障福祉法第 15 条第 1 項の医師の指定」の保留 2 件は一部保留、「身体障害者手帳に関する障害程度等級の認定」の却下 17 件のうち 1 件は申請取下。

※2025.9.24 「身障福祉法第 15 条第 1 項の医師の指定」の適当のうち 1 件は複数指定申請のうちの一部のみ適当。

2. 民生委員審査専門分科会

- ① 設置根拠
社会福祉法第 11 条第 1 項（法に基づく義務設置）
- ② 設置目的（内容）
民生委員法第 5 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づき、民生委員の委解嘱の適否について調査審議する。

（2025 年度開催状況）

開催年月日	審査件数	承認件数
2025. 9. 18	4, 811	4, 811
2025 年度 計 1 回	4, 811	4, 811

3. 児童福祉専門分科会及び審査部会

（里親審査部会、児童措置審査部会、幼保連携型認定こども園審査部会、保育所審査部会及び入所児童等意見審査部会）

- ① 設置根拠
専門分科会：社会福祉法第 12 条第 1 項及び第 2 項（法に基づく任意設置）
審査部会：愛知県社会福祉審議会規程第 3 条第 2 項（義務設置）
- ② 設置目的（内容）
児童福祉に関する事項並びに子ども・子育て支援法第 72 条第 4 項に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の計画的な推進に関し必要な事項や実施状況について調査審議する。

○ 児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）

（2025 年度開催状況）

開催年月日	内容
2025. 10. 20	・子どもの権利に関する条例の制定について ・「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の達成状況について
2025 年度 計 1 回	—

○ **児童措置審査部会**

児童福祉法第 27 条第 6 項及び同法施行令第 32 条の規定に基づき、要保護児童の処遇について調査審議する。

(2025 年度開催状況)

開催年月日	被虐待児童等の 処遇に係る審議	被虐待児童等 の処遇に係る
	審議件数	経過報告件数
2025. 5. 14	0	0
2025. 7. 25	5	0
2025. 9. 30	6	0
2025. 11. 17	4	0
2026. 1. 26	3	0
2025 年度 計 5 回	18	0

事務局からの報告等

検証委員会 開催件数 (※)	8
----------------------	---

※ 県内において児童虐待による死亡事例等が発生した場合に、児童措置審査部会に設置される検証組織。

○ **里親審査部会**

児童福祉法施行令第 29 条の規定に基づき、里親の認定審査を行う。

(2025 年度開催状況)

開催年月日	里親認定審査件数	里親認定承認件数
2025. 9. 25	28	28
2025 年度 計 1 回	28	28

○ **幼保連携型認定こども園審査部会**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関して調査審議する。

(2025 年度開催状況)

開催年月日	審議件数
2025. 12. 19	2
2025 年度 計 1 回	2

○ **保育所審査部会**

児童福祉法第 35 条第 6 項の規定に基づき、保育所の設置認可等に関して調査審議する。

(2025 年度開催状況)

開催年月日	審議件数	適当であるとされた件数
2025. 12. 19	7	7
2025 年度 計 1 回	7	7

○ **入所児童等意見審査部会**

児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号りに基づき、入所児童等の意見又は意向に関して調査審議する。(2024 年 4 月 1 日設置)

(2025 年度開催状況)

開催年月日	審議件数
2025 年度 計 0 回	0

○ **通所児童虐待等審査部会**

- ・児童福祉法第 33 条の 15 第 1 項及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条の 6 第 1 項に基づき、被措置児童等虐待等に関して報告する。
- ・児童福祉法 18 条の 20 の 2 第 2 項に基づき、児童生徒性暴力等を行ったことによる保育士登録取消者の再登録に関して調査審議する。

(2025 年 10 月 1 日設置)

(2025 年度開催状況)

開催年月日	通所児童等虐待通告	保育士登録取消者の再登録
	報告件数	審議件数
2025. 12. 16	3	—
2025 年度 計 1 回	3	—